燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会広報アイテム貸出要領

（趣旨）

第１条　この要領は，燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下「両大会」という。）の開催に向け，広く県民に両大会をPRし，県民総参加の気運醸成を図るため，燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会が所有する広報アイテムの貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

（貸出物品）

第２条　貸出しを行う広報アイテムは，広報アイテム貸出一覧（別紙１）のとおりとする。

（貸出機関）

第３条　広報アイテムの貸出しは，燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

（貸出対象者）

第４条　貸出対象者は，次に掲げる者とする。

　⑴　県，県内市町村及び両大会の関係機関・団体

　⑵　その他，事務局が適当と認める者

（申請）

第５条　広報アイテムの貸出しを希望する者（以下「貸出希望者」という。）は，「燃ゆる感動かご

しま国体・かごしま大会広報アイテム貸出申請書」（様式第１号）を事務局に提出し，その承認

を受けなければならない。なお，申請は，使用の３か月前から受け付けるものとする。

（貸出承認の範囲）

第６条　事務局は，前条の規定による申請があった場合，その内容が次の各号のいずれかに該当す

る場合を除き，広報アイテムの貸出しを承認するものとする。

　⑴　両大会の品位を傷つけ，又は傷つけるおそれのあるとき。

　⑵　両大会の正しい理解の妨げになる，又は妨げになるおそれのあるとき。

　⑶　広報アイテムを正しい使用方法に従って使用しない，又は使用しないおそれのあるとき。

　⑷　法令，公序良俗に反し，又は反するおそれのあるとき。

　⑸　特定の個人，団体，政党又は宗教団体を支援し，又は公認しているような誤解を与え，又は与えるおそれのあるとき。

　⑹　その他，事務局が不適当と認めたとき。

（承認）

第７条　事務局は，前条の承認をするときは「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会広報アイテム貸出簿」（様式第２号）に記載の上，「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会広報アイテム貸出承認書」（様式第３号）を貸出希望者に交付する。なお，貸出期間が重複する申込みがあった場合は，原則として先着順とする。

（貸出等）

第８条　貸出しを受ける者は，原則として事務局から直接借り受けるものとする。やむを得ず業者

等に運搬を依頼する場合，その費用は貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）の負担とす

る。

　２　借受者は，原則として事務局に直接持参して点検を受けてから返却するものとする。

　３　貸出しを受ける者は，使用の見込みがなくなった場合は，速やかに申し出るとともに，既に広報アイテムの貸出しを受けているときは，速やかに返却すること。

　４　着ぐるみを使用した場合は，「着ぐるみ使用報告書」（様式第４号）を提出すること。なお，提出された報告書及び写真は，ホームページ等へ掲載することがある。

　５　貸出しは無料とする。

　６　貸出期間は，原則として７日以内とし，使用後は速やかに返却すること。

（損害の負担）

第９条　借受者が，広報アイテムを損傷又は紛失したときは，速やかに「燃ゆる感動かごしま国体・

かごしま大会広報アイテム損傷（紛失）届」（様式第５号）を提出しなければならない。

　２　借受者が，故意又は重大な過失によって広報アイテムを損傷したとき並びに紛失したときは，現物に相当する物又は製作に要する費用をもって弁償しなければならない。

　３　借受者が，広報アイテムに起因する事由により第三者に損害を与えたときは，その損害の賠償する責めを負うものとする。

（遵守事項）

第10条　借受者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　⑴　借受者が広報アイテムを使用するときは，善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに，「広報アイテム使用等における注意事項」（別紙２）を遵守しなければならない。

　⑵　着ぐるみの借受者は，「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会マスコット紹介文」（別紙３）を基本として，イベントの参加者等に対して燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の広報を行うものとする。

　⑶　借受者は，広報アイテムを使用して営利目的の活動を行ってはならない。

　⑷　借受者は，広報アイテムを第三者に転貸，又は有料で貸出してはならない。

（承認内容の変更）

第11条　借受者が，承認内容について変更しようとするときは，あらかじめ「燃ゆる感動かごし

ま国体・かごしま大会広報アイテム貸出承認内容変更申請書」（様式第６号）を事務局に提出し，

その承認を受けなければならない。

　２　事務局は，内容の変更を承認するときは，「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会広報アイテム貸出承認内容変更承認書」（様式第７号）を申請者に交付する。

　３　第１項の承認は，第６条の規定を準用する。

（承認の取消し）

第12条　事務局は，広報アイテムがこの要領又は承認内容に反して使用されたとき又は使用されるおそれがあるときは，当該承認を取り消すことがある。

　２　前項の承認の取消しは，「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会広報アイテム貸出承認取消通知書」（様式第８号）をもって行う。

　３　前２項の規定により承認を取り消された者は，承認取消しの通知があった日以降，速やかに返却しなければならない。

　４　承認の取消しにより生じた損害は，当該承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

（その他）

第13条　この要領に定めのない事項は，貸出機関が別に定める。

　　附　則

この要領は，平成３０年３月２９日から施行する。